

茨勞発基 2227 第 2 号
令和元年 11 月 27 日

一般社団法人茨城県経営者協会
会長 加古茂 殿

茨城労働局長



死亡労働災害の急激な増加に歯止めをかけるための緊急点検の実施について
(緊急要請)

平素より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県内の労働災害については、5月から6月にかけて一時的な死亡災害の増加がみられたものの、令和元年6月21日付けの「死亡労働災害防止対策等の強化について(緊急要請)」の取組を強化いただくこと等により、本年9月末現在で、休業4日以上の死傷者数1,886人、死者数15人となり、近年で最も少ない状況となっていました。

しかしながら、本年10月以降、製造、建設現場等において、フォークリフトで作業中に運転席から墜落した、建設機械にひかれた等により、立て続けに8件の死亡災害が発生するという、極めて憂慮すべき緊急事態となっております。また、和歌山県では、ビル屋上の足場解体中に鉄パイプが落下し、通行中の男性が死亡する事故も発生しており、各職場に応じた安全管理の徹底が求められるところです。

茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画の2年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行う等、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところですが、この急激な死亡災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検などを実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要となります。

このような状況を踏まえ、別添のとおり「死亡労働災害の急激な増加に歯止めをかけるための緊急点検の実施について(緊急要請)」を行いますので、貴団体におかれましては、労働災害防止の取組を一層強化していただくとともに、傘下会員事業場への周知につきましても、特段の御配慮をお願いいたします。

【添付資料】

資料1 茨城県内の労働災害発生状況(令和元年9月末速報値)

資料2 令和元年 死亡災害事例(令和元年11月25日現在)

死亡労働災害の急激な増加に歯止めをかけるための 緊急点検の実施について（緊急要請）

茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画（計画期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）の2年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行うなど、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところです。

茨城県内の労働災害については、5月から6月にかけて一時的な死亡災害の増加がみられたものの、令和元年6月21日付けの「死亡労働災害防止対策等の強化について（緊急要請）」の取組を強化すること等により、本年9月末現在では、休業4日以上の死傷者数1,886人、死亡者数15人となり、近年で最も少ない状況となっていました。

しかしながら、本年10月以降、製造、建設現場等において、フォークリフトで作業中に運転席から墜落した、建設機械にひかれた等により、立て続けに8件の死亡災害が発生するという、極めて憂慮すべき緊急事態となっております。また、和歌山県では、ビル屋上の足場解体中に鉄パイプが落下し、通行中の男性が死亡する事故も発生しており、各職場に応じた安全管理の徹底が求められるところです。

この急激な死亡災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要となります。

事業場の皆様におかれましては、本年12月1日（日）から展開を予定している「令和元年度年末・年始労働災害防止強化運動」と相まって、「最近の死亡災害の発生原因を分析した上で、新たに作成したチェックリスト（製造業用と建設業用）【別添1】」を活用の上、下記の取組を活発化していただくよう要請いたします。

記

- 1 経営トップ参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
- 3 雇入れ時教育（外国人労働者へ母国語等で作業手順や安全のためのルールの理解、安全衛生教育を含む。）を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 4S活動（整理、整頓、清潔、清掃）、危険予知・ヒヤリ・ハット活動、危険の「見える化」（図解等の工夫や労働災害を防止する標識等の設置を含む。）などの日常的な安全衛生活動を活性化させ、墜落・転落防止対策を徹底すること。
- 5 ヘルメットの使用やフルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具等の点検と整備を徹底するとともに、高所等から部材等の落下を防ぐ設備や防網（安全ネット）、立入区域を設定するなど、飛来、落下防止対策を徹底すること。

令和元年11月27日
茨城労働局長 福元俊成

製造業の労働災害を防止しましょう！

令和元年11月25日現在において、製造業の労働災害による死者者数は11人になり、昨年同期より9名増加しています。製造業では、機械の清掃や整備作業中に急に動き出した機械部分等にはさまれたり、フォークリフトで作業中にフォークリフトの爪の部分に乗ったり、墜落制止用器具を使用せずに運転席等の高所から墜落・転落するなどの死亡災害が発生しています。

これらの死亡災害の多くは、機械の電源を切らずに機械にはさまれる危険箇所に立ち入ったり、フォークリフトを労働者の昇降に使用するなどの安全ルールを無視した不安全な行動が原因となっています。



主な労働災害防止対策

(注)イラストの出典元:職場のあんぜんサイト

- 1 機械装置の清掃・修理作業を行う時は、必ず機械の電源を切りましょう。やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合には、機械を完全に停止させ、操作盤にその旨を表示する等により、不意に作動することがないようにしましょう。
- 2 フォークリフトで作業を行う時は、フォークリフトの爪を足場代わりに使ったり、労働者の昇降に使用するなどはやめましょう。また、墜落制止用器具の取付設備がある場合には、墜落制止用器具を着用して安全に作業を行うようにしましょう。
- 3 通常作業及び清掃時等の非定常作業について、安全な作業手順を作成し、機械を使用する作業員全員に手順書を配布するなど、安全教育を行いましょう。
- 4 つり上げた荷が落下する危険性がある荷の下などの箇所には、立ち入らないようにしましょう。
- 5 高さが2メートル以上の場所で作業する時は、墜落制止用器具等を着用して、高所からの墜落・転落災害を防止しましょう。

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください。



あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

| チェック項目 (できている場合にチェックしてください) | | <input checked="" type="checkbox"/> |
|--------------------------------|--|-------------------------------------|
| 1 | 安全衛生の担当者 を選任していますか。 (安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など) | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 機械・設備の清掃や修理作業などを行うときに、 機械の電源 を切っていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合に、機械を完全に停止させた 操作盤にその旨を表示する等 により、不意に作動することがないようにしていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | フォークリフトで作業を行うときに、 フォークリフトの爪（フォークに差したパレットを含む）を足場代わり に使っていませんか。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | クレーン等で作業を行うときに、つり上げた荷が落下する危険性がある 荷の下などの箇所 に立ち入っていませんか。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 高さが2メートル以上の開口部等の場所で作業を行うときに 墜落防止用器具（安全帯）など を使用していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 安全衛生教育 を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など) | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 通常作業及び清掃時等の非定常作業について、 安全な作業手順 を作成し、作業者全員に周知していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 機械・設備が安全に使用できるように 点検・修理等 を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 免許 を受けたり、 技能講習を修了することが必要な業務 に、無資格のままで従事させていませんか。 | <input type="checkbox"/> |

(点検実施日 年 月 日)



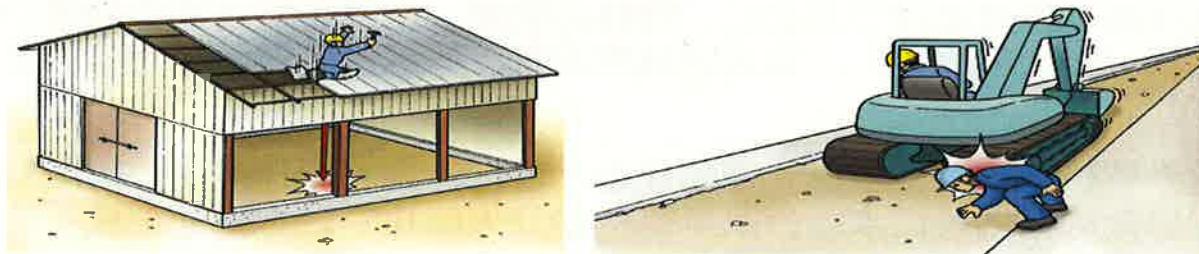
厚生労働省・茨城労働局・各労働基準監督署

2019.11

建設業の労働災害を防止しましょう！

令和元年11月25日現在において、建設業の労働災害による死者数は8人になり、10月中旬以降の約3週間に立て続けに5人の方が死亡しています。建設業では、手すりのない仮設足場やスレート屋根から墜落・転落したり、掘削用機械の足元の地盤が崩れたり、後退してきた掘削用機械に激突するなどの死亡災害が発生しており、また、和歌山県では、ビル屋上の足場解体中に鉄パイプが落下し、通行中の男性が死亡する事故も発生しており、各現場に応じた安全管理の徹底が求められるところです。

これらの死亡災害の多くは、高さ85センチ以上の手すり等を設置していない、掘削用機械の作業範囲に立ち入る、高所等から飛来、落下を防止するための防網（安全ネット）等を設置していないなどの安全対策の不備やルールを無視した不安全な行動などが原因となっています。



(注)イラストの出典元:職場のあんぜんサイト

主な労働災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の作業箇所には、40センチ以上の作業床を設け、高さ85センチ以上の手すり、中さん等を設置して安全に作業しましょう。
- 2 スレート等の屋根上では、幅30センチ以上の歩み板や墜落防止のネットを張るなどの対策を行いましょう。
- 3 高所等で作業を行うときは、物体の飛来、落下を防止する設備や防網（安全ネット）、立入区域を設定するなどの対策をして安全に作業をしましょう。
- 4 建設機械の作業範囲内に作業員を立ち入らせないようにしましょう。やむを得ず、作業員を立ち入らせる場合は、誘導員を配置しましょう。
- 5 掘削用機械を用いて作業を行う時は、地盤の崩壊を防止する鉄板を敷くなど、作業に応じた安全な作業計画を定め、安全に作業を行うようにしましょう。
- 6 クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げを行う時は、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、クレーンモードに切り替えて、定格荷重を超えないようにしましょう。

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください。



あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

| チェック項目 (できている場合にチェックしてください) | | <input checked="" type="checkbox"/> |
|--------------------------------|---|-------------------------------------|
| 1 | 高さが2メートル以上の場所で作業を行うときに、 幅40センチ以上の作業床、高さ85センチ以上の手すり、中さん等 を設置していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | スレート等の屋根上で作業を行うときに、 幅30センチ以上の歩み板や墜落防止のネット を張るなどの対策をしていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 高さが2メートル以上の場所で作業を行うときに、 開口部への囲いや墜落制止用器具（安全帯）など を使用していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 高所等で作業を行うときに、 物体の飛来、落下を防止する設備や防網（安全ネット）、立入区域を設定するなど の対策をしていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 建設機械やクレーン等を使用するときに、周囲の作業員と接触しないために柵等による 作業半径内の立入禁止や誘導員を配置するなど の措置を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 建設機械で作業するときに、作業等する 通行範囲に敷き鉄板を敷く等 の地盤の沈下を防止するなどの措置を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 建設機械で作業するときに、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした 安全な作業計画を作成 し、作業者全員に周知していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げを行うときに、 小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作 を行わせ、定格荷重を超えないように クレーンモード で作業していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | はしごや脚立等を使用するときは、 はしごの上部、下部の固定状況等の確認や転位防止、開き角度を75度以下にするなど の措置を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務 に、無資格のままで従事させていませんか。 | <input type="checkbox"/> |

(点検実施日 年 月 日)



厚生労働省・茨城労働局・各労働基準監督署

2019.11

表 茨城県内の労働災害発生状況

(9月末速報値)

| 業種別 | 死傷者数(休業4日以上) | | 死亡者数 | | 増減 | |
|---------|---------------|--------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| | H30年 1月～9月 | R1年 1月～9月 | H30年 1月～9月 | R1年 1月～9月 | 死傷(%) | 死亡(%) |
| 計 | 2,092 | 1,886 | 18 | 15 | -206 (-9.8) | -3 (-16.7) |
| 製造業 | 615 | 566 | 2 | 9 | -49 (-8.0) | 7 (350.0) |
| 食料品 | 204 | 183 | 1 | 3 | -21 (-10.3) | 2 (200.0) |
| 化学 | 50 | 58 | 0 | 0 | 8 (16.0) | 0 (0.0) |
| 金属製品 | 97 | 83 | 0 | 0 | -14 (-14.4) | 0 (0.0) |
| 建設業 | 223 | 203 | 8 | 3 | -20 (-9.0) | -5 (-62.5) |
| 土木 | 53 | 43 | 4 | 1 | -10 (-18.9) | -3 (-75.0) |
| 建築 | 98 | 104 | 2 | 2 | 6 (6.1) | 0 (0.0) |
| その他 | 72 | 56 | 2 | 0 | -16 (-22.2) | -2 (-100.0) |
| 運輸交通業 | 262 | 241 | 3 | 1 | -21 (-8.0) | -2 (-66.7) |
| 道路貨物運送業 | 239 | 221 | 3 | 1 | -18 (-7.5) | -2 (-66.7) |
| 貨物取扱業 | 25 | 23 | 1 | 0 | -2 (-8.0) | -1 (-100.0) |
| 農林業 | 30 | 28 | 0 | 0 | -2 (-6.7) | 0 (0.0) |
| 畜産水産業 | 78 | 81 | 0 | 0 | 3 (3.8) | 0 (0.0) |
| 商業 | 269 | 264 | 2 | 1 | -5 (-1.9) | -1 (-50.0) |
| 小売業 | 198 | 195 | 1 | 0 | -3 (-1.5) | -1 (-100.0) |
| 社会福祉施設 | 124 | 90 | 0 | 0 | -34 (-27.4) | 0 (0.0) |
| 飲食店 | 80 | 67 | 0 | 0 | -13 (-16.3) | 0 (0.0) |
| その他 | 386 | 323 | 2 | 2 | -63 (-16.3) | 0 (0.0) |

令和元年 死亡災害事例

| NO. 発生月 時間帯 | 職種 年齢 経験年数 | 事業の種類 | 事故の型 | 災害の概要 |
|----------------------|-------------------------------------|-----------------|------------|--|
| | | | 起因物 | |
| No.1 1月 4~5時 | 貨物自動車 運転者 60歳代 4年 | 一般貨物自動車 運送業 | 交通事故 | 4トントラックを運転して県道を走行中、反対車線にはみ出し、対向してきた10トントラックに衝突した。 |
| | | | トラック | |
| No.2 1月 2~3時 | 製造工 60歳代 6年 | パン、菓子 製造業 | 転 倒 | 工場内の床に置かれた障害物に足を引っかけて転倒し、左ひざと右肩を骨折した。その後、入院中に骨折に伴う血栓症を発症し、死亡した。 |
| | | | その他の用具 | |
| No.3 3月 11~12時 | その他の製造工 60歳代 10年 | その他の製造業 | 墜落・転落 | フォークリフトの爪部分に乗って、棚に置かれていた荷物を取ろうとしたところ、足を踏み外して約2.5メートル下のコンクリート床上に墜落し、頭部を強打した。 |
| | | | フォークリフト | |
| No.4 5月 9~10時 | 土工 40歳代 15年 | 上下水道工事業 | 激突され | 下水道工事で汚水管の埋戻し作業中、ドラグショベルの足元の地盤が崩れたため、ドラグショベルが前方に傾き、そのバケットが掘削溝の簡易土止めの中で地ならし作業を行っていた被災者に激突した。 |
| | | | 掘削用機械 | |
| No.5 5月 15~16時 | 水産物加工工 (外国人) 30歳代 1ヶ月 | 水産食料品 製造業 | はされ・巻き込まれ | 冷凍加工工場において、イワシが入ったパレットを自動で積み重ねる機械の電源を切らずに、清掃作業をしていたところ、急に動き出した機械に頭部をはされた。 |
| | | | その他の一般動力機械 | |
| No.6 5月 11~12時 | 製造工 40歳代 14年 | その他の土石製品 製造業 | 飛来、落下 | 住宅用ブロックを製造するコンクリート成型機内に残ったコンクリートかすを取り除く作業中、上昇させていた成型機の下枠が外れて落下し、被災者の頭部に当たった。 |
| | | | その他の一般動力機械 | |
| No.7 5月 6~7時 | パン、菓子 製造工 (外国人) 30歳代 6年 | パン、菓子 製造業 | はされ・巻き込まれ | パンを焼き上げる機械の清掃作業中、その機械の扉の安全装置を切って、機械の中に身体を入れて清掃していたところ、別の作業者が機械を稼働させたため、動き出した機械に頭部をはされた。 |
| | | | 食品加工用機械 | |
| No.8 6月 14~15時 | 作業員 50歳代 14年 | 倉庫業 | 飛来・落下 | 商品の積卸を行うトラックバスにおいて、商品を満載にしたかご車(重量約500キロ)を人力で搬送中、段差に気付かずに1メートル下のコンクリート面に転落し、かご車に積んでいた商品の下敷きになり、2日後に死亡した。 |
| | | | 通 路 | |
| No.9 6月 11~12時 | 製材工 70歳代 10年 | 木材・木製品製造業 (製材業) | 切れ、こすれ | 自動送材車式帶のこ盤で丸太の製材作業中、フォークリフトで運搬して丸太が帶のこ盤の近くにいた被災者の方向に転がったため、逃げようとした際、帶のこ盤の刃部に左上肢(左腕部分)が触れて、巻き込まれ、左腕部から切断し、死亡した。 |
| | | | 帶のこ盤 | |

| NO. 発生月 時間帯 | 職種 年齢 経験年数 | 事業の種類 | 事故の型 | 災害の概要 |
|------------------------|----------------------|---------------------------|--------------------------|---|
| | | | 起因物 | |
| No.10 7月 6~7時 | 作業員 40歳代 25年 | 製造業 (鉄鋼業) | はされ・ 巻き込まれ | 機械設備の修理作業において、可動式の床の下に入り、その床を支える油圧シリンダーの傾きを調整していたところ、下がってきた床とコンクリート基礎部に頭部を挟まれて、死亡した。 |
| | | | その他の金属 加工用機械 | |
| No.11 8月 21~22時 | 作業者 30歳代 4ヶ月 | その他の 非鉄金属 製造業 | はされ・ 巻き込まれ | 型枠に残ったアルミかすを取り除く作業中、コンベアと回転する機械装置との間に足を挟まれ、全身を巻き込まれて死亡した。 |
| | | | その他の一般 動力機械 | |
| No.12 9月 9~10時 | 自動車整備工 40歳代 4年 | その他の製造業 (自動車整備業) | はされ・ 巻き込まれ | 自走式木材破碎機の修理作業中、上に持ち上げていた木材を入れる投入口が下がってきて、投入口と破碎機本体の間に頭部をはされ、死亡した。 |
| | | | 混合機・ 粉碎機 | |
| No.13 7月 10~11時 | 作業者 60歳代 5年 | ゴルフ場 | 高温・低温の 物との接触 (熱中症) | 午前6時からゴルフ練習場内の草刈作業後に芝刈機の刈高を調整していたところ、午前10時頃に急に体調を崩したため、屋根がある休憩場所で休憩していたが、体調が回復しないので、救急車で病院へ搬送、入院した。その後、死亡した。 当日の作業場所の気温は35度であった。 |
| | | | 高温・低温 環境 | |
| No.14 9月 9~10時 | 作業者 40歳代 15年 | 木造家屋 建築工事業 | 感電 | 住宅新築工事で外壁取付作業中、台風の影響で屋外の引込線(100ボルト)の被覆が剥がれた状態で足場の建地に引っ掛けたり、通電状態となっていた。この足場に被災者が接触して感電、死亡した。 |
| | | | 送配電線等 | |
| No.15 9月 11~12時 | 土工 40歳代 3年 | その他の 建設業 | はされ・ 巻き込まれ | 工事現場で、トラックのタイヤが埋まって動けなくなつたため、ドラグショベルのバケットにワイヤーロープを掛けて、けん引、移動させた後、バケットに掛けたワイヤーロープを被災者が取外ししていたところ、急にバケットが動きだし、トラックの後部との間に挟まれた。 |
| | | | 掘削用機械 | |
| No.16 10月 15~16時 | 管理者 60歳代 30年 | その他のパル プ・紙・紙加工 品製造業 | 墜落・転落 | 工場内設備の撤去に伴う立ち合い作業中、被災者がエアー配管のバルブを閉めようとして中二階に上ったところ、撤去作業で床の一部が撤去された開口部(高さ約2.7メートル)から墜落し、死亡した。 |
| | | | 開口部 | |
| No.17 10月 9~10時 | ダクト工 60歳代 40年 | その他の建設業 —その他 | 墜落・転落 | 工場内にある工事現場において、設備と設備の天井部分との間に設置した手すり等のない棚足場上を通行したところ、棚足場の端(高さ約3.2メートル)から墜落し、死亡した。 |
| | | | 作業床・ 歩み板 | |
| No.18 10月 9~10時 | 作業者 50歳代 36年 | その他の 精密機械器具 製造業 | 墜落・転落 | ピッキングフォークリフトを使用して、製品棚に商品を補充する作業中、運転席から体を乗り出して補充する商品を取ろうとしたところ、高さ約2.6メートルの運転席の端から墜落し、死亡した。 |
| | | | フォーク リフト | |

| NO. 発生月 時間帯 | 職種 年齢 経験年数 | 事業の種類 | 事故の型 | 災害の概要 |
|------------------------|--------------------|---------------|---------|--|
| | | | 起因物 | |
| No.19 10月 8~9時 | 作業者 50歳代 24年 | その他の建設業 | 墜落・転落 | 先端に搭乗設備を設置した積載型トラッククレーンで伐採した木枝を回収する作業中、立木に挟まった木枝にベルトスリングを付けて引っ張ったところ、挟まっていた木枝が外れた反動で搭乗設備から投げ出され、高さ約8.8メートル下に墜落し、死亡した。 |
| | | | 移動式クレーン | |
| No.20 10月 15~16時 | 解体工 40歳代 3ヶ月 | 木造家屋建築工事業 | 飛来・落下 | 個人宅の木造倉庫解体工事において、簡易擁壁の支柱（長さ約1メートルのT形鋼）を解体用つかみ機の先端に挟んで引き抜いたところ、支柱が引き抜けた反動でつかみ機の先端から外れ、前方にいた被災者の方に向かって飛来、首に当たり、死亡した。 |
| | | | 解体用機械 | |
| No.21 11月 15~16時 | 作業員 30歳代 7年 | その他の建築工事業 | 墜落・転落 | 倉庫の屋根補修作業において、スレート屋根上に上り、ガリバリウム鋼板を取り付けする作業中、スレート屋根を踏み抜き、高さ約7メートル下のコンクリート床面に墜落した。 |
| | | | 屋根等 | |
| No.22 11月 15~16時 | 作業員 50歳代 5年 | その他の小売業 | 転倒 | フォークリフトで倉庫に保管している飼い葉（草を束ねた物、約35キログラム）をトラックに積む作業中、緩やかな坂道を荷を積んだフォーク部分を上げた状態でバックしていたところ転倒し、そのまま敷きになってしまった。その後、ガソリンが漏れ出し、被災者に引火した。 |
| | | | フォークリフト | |
| No.23 11月 9~10時 | 土工 70歳代 50年 | 土地整理 土木工事業 | 激突され | 造成工事現場において、重機を搬入する仮設道路を作るため、建設機械で碎石を敷いた箇所を平らにする作業を行っていたところ、その後方で、レーキで碎石を敷きならしていた被災者が、後退してきた建設機械の履帶に下半身を巻き込まれた。 |
| | | | 掘削用機械 | |

(注) 死亡災害事例は速報であり、令和元年11月25日現在の労働者死傷病報告から集計したものである。